

## 公益社団法人 富山県看護協会 一般事業主行動計画

協会職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年9月1日 ～ 令和11年8月31日までの5年間

2. 内容

目標1：子育てや介護、母性の健康管理に関する休業・休暇制度の周知に努め、利用しやすい環境をつくるとともに、業務改善等にも積極的に取り組む。

<対策>

- 令和6年9月～ 育児・介護休業規程の内容について職員への周知
- 令和6年9月～ 子育てしやすい環境作りに向けて、事業主と職員との意見交換の場を年1回以上設ける
- 令和6年9月～ 年1回以上、職員が業務改善を提案し、実行していく事で働きやすい雇用環境の整備を行う

目標2：所定外労働時間を年間で1割減、有休取得日数を当年度付与日数の7割以上とする。

<対策>

- 令和6年9月～ 毎週水曜をノー残業デーとし、仕事にメリハリをつける
- 令和6年9月～ 部署毎の有給休暇取得年間予定表を作成・掲示する

目標3：県内すべての看護職員が健康で安心して働き続けることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む医療施設等の増加を目指す。

<対策>

- 令和6年9月～ ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む病院への継続的支援（アドバイザーの派遣やインデックス調査実施など）
- 令和6年12月～ 「看護職のワーク・ライフ・バランス推進事業報告会・表彰式」の開催
- 令和7年1月～ 継続施設への支援及び新規に取り組む施設の開拓説明